

# 〇〇〇〇サークル規約

(名称及び所在地)

第一条 本会は、〇〇〇〇サークル(△△会)と称し、事務局を代表者◇◇宅、戸田市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号に置くこととする。

(組織)

第二条 本会は、同好の志を持つものによって組織し、〇〇〇の研究を通して、生涯学習活動およびコミュニティ作りに積極的に関わり、会費を納入するものを会員とする。

(目的及び事業)

第三条 本会は、〇〇〇の研究・実習を存立の第1目的とする。また、その活動を通して、見識及び人格を高め、会員相互の親睦を目的として、次の事業を行う。

- 1 〇〇〇を研究し、技術の向上を図るための月1回程度の練習
- 2 あいパルフェスタ等、地域コミュニティづくり事業に積極的に参加する。
- 3 連盟主催の協議会への参加
- 4 親睦を深めるためのレクレーション行事
- 5 その他必要と認められた事項

(役員)

第四条 本会は次の役員を置き、任期は〇年とする。ただし、再任用は妨げない。

1	会長	1名
2	副会長	〇名
3	会計	〇名

会長・会計は、必ず選出してください。

(役員の任務)

第五条

1	会長	会を代表し、総括する。
2	副会長	会長を補佐し、運営にあたる。
3	会計	会の出納その他の事務に従事する。

(会議)

第六条 本会の会議は、総会及び臨時会並びに役員会とし、会長が招集し、次の事項について決議する。

総会： 年1回会長が招集し、新役員の選任、規約の改正、決算報告、その他会の運営に関する事項を決議する。

臨時会： 会員の5分の1の者の要請で、会長が招集する。

役員会： 総会の委任事項、その他必要と認められた事項を決議する。

(会計)

第七条 本会の会計は会員の納める会費をもってあて、総会で認められたものに支出する。また、会計年度は1月に始まり12月をもって終了する。

講師謝礼がある場合は、それも記入してください。

(会費)

第八条 会の会費は1人月額〇〇〇円とし、入会金は1人〇〇〇円とする。

(退会)

第九条 退会を希望するものは、会長に報告する。ただし、会費は報告のあった月までの分を納めるものとする。

付則 この規約は平成 年 月 日より施行する。

※規約については、団体の目的、組織、事業、会計、事務所の所在地が明記されていることが必要なので、確認をお願いします。